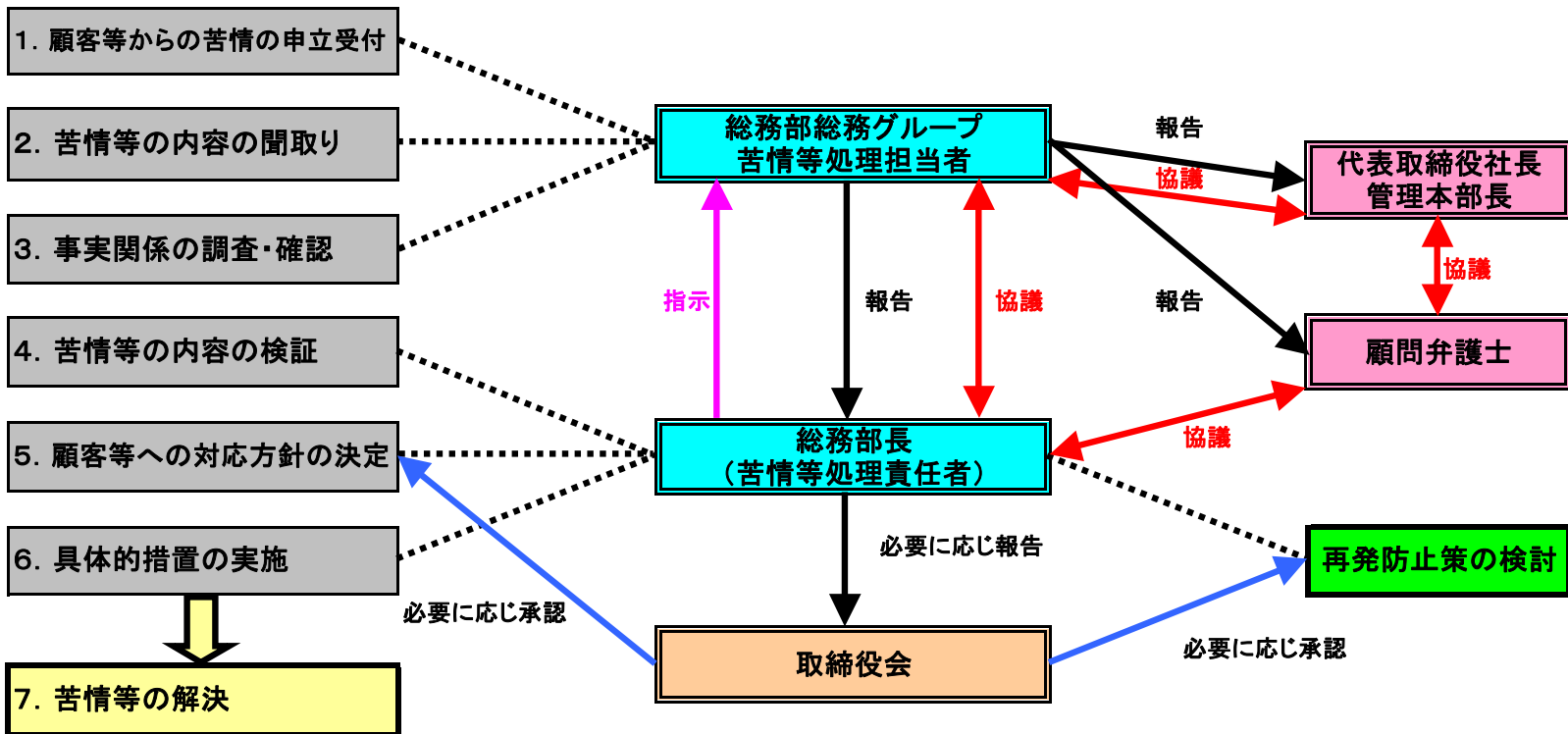


金融商品取引業務における苦情および紛争の処理に関する業務体制

穴吹興産株式会社さの第二種金融商品取引業務に係る苦情および紛争(以下、苦情等とします)の処理に関する体制は以下の通りです。

苦情解決までのフロー

■第二種金融商品取引業務には、不動産ソリューション事業部が担当致します。



別途第三者機関による解決を希望される場合は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会に申立てることが可能です。詳細はHPの【苦情処理措置】をご覧になるか、総務部総務グループ(087-825-0565)へお問い合わせ下さい。